

第一級海上無線通信士  
第二級海上無線通信士  
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述のうち、電波法に規定する定義に該当するものはどれか。電波法（第2条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線電信」とは、電波を利用して、符号その他の情報を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の信号を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電磁的方法により情報を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 5 「無線局」とは、無線設備並びに無線設備の管理及び運用を行う者の総体をいう。ただし、放送の受信のみを目的とするものを含まない。

A－2 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 2 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期拘禁刑に処する。
- 3 無線従事者は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、全ての電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 遭難通信の取扱いを妨害した者は、1年以上の有期拘禁刑に処する。

A－3 次の記述は、電波法第33条の規定に基づき船舶局の無線設備に備えなければならないデジタル選択呼出装置の一般的条件について述べたものである。無線設備規則（第40条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の(1)から(6)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。
- (1) 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。
  - (2) 自局の識別信号は、容易に  A こと。
  - (3) 遭難警報は、自動的に5回繰り返し送信し、それ以降の送信は、3.5分から4.5分までの間のうち、 B を置くものであること。
  - (4) 受信した  C 、当該内容を20以上記憶できるものであり、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できること。
  - (5) 遭難通信に対する応答は、 D 行うことができるものであること。
  - (6) (1)から(5)までに掲げる条件のほか、無線設備規則第40条の5（デジタル選択呼出装置）第1項第1号に掲げる条件に適合すること。

|   | A      | B      | C                         | D          |
|---|--------|--------|---------------------------|------------|
| 1 | 変更できない | 規則的な間隔 | 遭難通信については、いかなる場合においても     | 手動で、又は自動的に |
| 2 | 変更できる  | 規則的な間隔 | 遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合 | 手動でのみ      |
| 3 | 変更できない | 不規則な間隔 | 遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合 | 手動でのみ      |
| 4 | 変更できない | 規則的な間隔 | 遭難通信については、いかなる場合においても     | 手動でのみ      |
| 5 | 変更できる  | 不規則な間隔 | 遭難通信については、いかなる場合においても     | 手動で、又は自動的に |

A－4 次の記述は、主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、  
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人等（注）又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を  A 、当該主任無線従事者に選任の日から  B  に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 注 免許人及び電波法第27条の22（登録の実施）の登録人をいう。以下②において同じ。
- ② 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から  C  に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ③ ①及び②にかかわらず、船舶が  D 、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

| A         | B     | C    | D        |
|-----------|-------|------|----------|
| 1 選任したときは | 6箇月以内 | 5年以内 | 航行中であるとき |
| 2 選任したときは | 3箇月以内 | 3年以内 | 外国にあるとき  |
| 3 選任するときは | 3箇月以内 | 5年以内 | 外国にあるとき  |
| 4 選任するときは | 6箇月以内 | 3年以内 | 航行中であるとき |
| 5 選任したときは | 3箇月以内 | 5年以内 | 外国にあるとき  |

A－5 暗語の使用に関する次の記述のうち、国際電気通信連合条約（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができない。
- 2 官用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- 3 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。
- 4 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。

A－6 次の記述は、国際電気通信業務を利用する公衆の権利について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第33条）の規定に照らし、  
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を  A  する。 B  において、業務、料金及び保障は、すべての  C  に対し、いかなる優先権又は特惠も与えることなく同一とする。

| A    | B        | C   |
|------|----------|-----|
| 1 留保 | 各種類の通信   | 取扱者 |
| 2 承認 | 通信の一定の種類 | 取扱者 |
| 3 承認 | 各種類の通信   | 利用者 |
| 4 留保 | 通信の一定の種類 | 利用者 |

A－7 次の記述のうち、海上移動業務の無線局の聴守義務に適合しないものはどれか。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz及びF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。(注)  
注 次に掲げる場合にあっては、聴守をすることを要しない。(以下2、3及び4において同じ。)  
(1) 船舶局にあっては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないとき。  
(2) 海岸局については、現に通信を行っている場合
- 2 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- 3 F3E電波156.65MHz及び156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）は、航行中常時、そのいずれかの周波数で聴守をしなければならない。
- 4 海岸局にあっては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。

A－8 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の 

A

 に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、

B

、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次の(1)から(4)までに掲げるとおりとする。  
(1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、

C

 通報を海岸局に送信する場合  
(2) 総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合  
(3) 

D

 周波数の電波により通信を行う場合  
(4) その他別に告示する場合

|   | A           | B                   | C           | D                     |
|---|-------------|---------------------|-------------|-----------------------|
| 1 | 航行中         | 遭難通信                | 運航計画の変更に関する | 26.175MHzを超え470MHz以下の |
| 2 | 航行中及び航行の準備中 | 遭難通信                | 運航計画の変更に関する | 26.175MHzを超え470MHz以下の |
| 3 | 航行中         | 遭難通信                | 急を要する       | 470MHzを超える            |
| 4 | 航行中         | 遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信 | 急を要する       | 26.175MHzを超え470MHz以下の |
| 5 | 航行中及び航行の準備中 | 遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信 | 運航計画の変更に関する | 470MHzを超える            |

A－9 次の記述は、安全呼出し等について述べたものである。無線局運用規則（第96条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「  A  」又は「  B  」を3回送信して行うものとする。
- ②  C  無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて通報）第1項の事項の前に「  A  」又は「  B  」を3回送信して行うものとする。
- ③ ②の安全通報は、その通報を入手した直後から送信するものとする。ただし、安全通報であって  D  に送信することとなっているものについては、この限りでない。
- ④ ②の通報には、通報の  E  を附さなければならない。

|   | A     | B  | C               | D      | E       |
|---|-------|----|-----------------|--------|---------|
| 1 | セキュリテ | 安全 | 自局の付近にあることが明らかな | 特定の相手方 | 出所及び日時  |
| 2 | パン パン | 安全 | 通信可能の範囲内にあるすべての | 特定の相手方 | 種類及び重要度 |
| 3 | パン パン | 警報 | 自局の付近にあることが明らかな | 一定の時刻  | 種類及び重要度 |
| 4 | セキュリテ | 警報 | 通信可能の範囲内にあるすべての | 一定の時刻  | 出所及び日時  |
| 5 | セキュリテ | 安全 | 自局の付近にあることが明らかな | 一定の時刻  | 種類及び重要度 |

A－10 次の記述のうち、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の検査を受け、検査の結果について総務大臣から指示を受け相当な措置をしたときは、その事実及び措置の内容
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
- 3 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- 4 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験の結果の詳細

A－11 次の記述のうち、海岸局等（注）の安全通信の取扱いに適合しないものはどれか。電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。

- 1 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 2 海岸局等において安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者に通知しなければならない。
- 3 海岸局等は、安全信号又は安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者に通知するとともに海上保安庁にその旨通報しなければならない。
- 4 海岸局等は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。

A－12 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に  A  その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が  B  までの間（  C  による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。  
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③  C  による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

| A                   | B               | C              |
|---------------------|-----------------|----------------|
| 1 陥った場合又は陥るおそれがある場合 | 自局に関係のないことを確認する | デジタル選択呼出装置     |
| 2 陥るおそれがある場合        | 自局に関係のないことを確認する | モールス無線電信又は無線電話 |
| 3 陥るおそれがある場合        | 終了する            | デジタル選択呼出装置     |
| 4 陥った場合又は陥るおそれがある場合 | 終了する            | モールス無線電信又は無線電話 |

A－13 次の記述は、総務大臣に対する報告（注）について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。  
注 電波法第27条の22に規定する登録人が行うものを除く。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない。  
(1)  A  を行ったとき。  
(2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。  
(3) 無線局が外国において、 B  とき。
- ② 総務大臣は、 C  その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあっては、 D  ときに限り、安全通信にあっては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

| A                      | B                          | C          | D                      |
|------------------------|----------------------------|------------|------------------------|
| 1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | 当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた      | 無線通信の円滑な疎通 | 当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した |
| 2 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた | 無線通信の秩序の維持 | 当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した |
| 3 遭難通信、緊急通信又は安全通信      | あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた | 無線通信の円滑な疎通 | 当該通報を発信した              |
| 4 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | 当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた      | 無線通信の秩序の維持 | 当該通報を発信した              |
| 5 遭難通信、緊急通信又は安全通信      | 当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた      | 無線通信の秩序の維持 | 当該通報を発信した              |

A－14 次の記述のうち、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたときに執るべき措置に適合しないものはどれか。無線通信規則（第 1 5 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、これをその違反した者の属する国の主管庁に利用可能な最も速い手段で伝達しなければならない。
- 2 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁からこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 3 主管庁は、その管轄の下にある局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第 4 5 条（有害な混信）及び無線通信規則第 1 5 条（無線局からの混信） 1 5 . 1 ）の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認し、必要な措置を執らなければならない。
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、これをその局の属する国の主管庁に報告しなければならない。

A－15 次の記述は、義務船舶局等に備え付けておかなければならない表について述べたものである。電波法施行規則（第 2 8 条の 3 ）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

義務船舶局等には、

A

 の通信方法に関する事項で 

B

 を記載した表を備え付け、

C

 から容易にその記載事項を見ることができる箇所に掲げておかなければならない。

- | A      | B              | C                |
|--------|----------------|------------------|
| 1 遭難通信 | 主任無線従事者が行うべきもの | 通常操船する場所         |
| 2 緊急通信 | 主任無線従事者が行うべきもの | その無線設備の通信操作を行う位置 |
| 3 緊急通信 | 総務大臣が告示するもの    | 通常操船する場所         |
| 4 遭難通信 | 総務大臣が告示するもの    | その無線設備の通信操作を行う位置 |

B－1 遭難警報等を受信した船舶局の執るべき措置に関する次に掲げる記述のうち、無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継を行うとともに、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- イ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継を行うとともに、当該遭難警報に対する応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
- ウ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- エ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- オ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第2号に規定する周波数（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の周波数）で聴守を行わなければならない。

B－2 次の記述は、電気通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の  ア  措置を執ることを約束する。
- ② もっとも、構成国は、 イ  を確保するため、国際通信に関し、権限のある当局に通報する権利を留保する。
- ③ 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
  - (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を  ウ  傍受すること。
  - (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られた  エ  について、 ウ  、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを  オ  すること。

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| 1 システムに適合するすべての可能な          | 2 システムを改善する        |
| 3 国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施 | 4 自国が締約国である国際条約の実施 |
| 5 許可なく                      | 6 密かに              |
| 7 すべての種類の情報                 | 8 特定の情報            |
| 9 公表若しくは利用                  | 10 窃用              |

B－3 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者又は免許人が行う変更及び総務大臣の行う周波数等の変更に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条、第19条及び第71条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- イ 無線局の免許人は、混信の除去等のため電波の型式及び周波数の指定の変更を受けようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。
- ウ 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、同法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- エ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、予備免許の際に指定された工事落成の期限を延長しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- オ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の電波の型式、周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。

**B－4** 船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者に関する次の記述のうち、電波法（第39条、第48条の2、第50条及び第81条の2）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 旅客船又は総トン数500トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における遭難通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める業務経歴を有する無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- イ** 船舶の責任者は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。
- ウ** 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作又はその監督を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- エ** 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格及び業務経歴を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から10年を経過していないとき。
- オ** 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。

**B－5** 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条）及び無線局免許手続規則（第18条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して  **ア**  において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、 **イ**  とする。
- ③ 海岸局の免許の有効期間は、 **ウ**  とする。
- ④ ③の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において行わなければならない（注）。
- 注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書、同条第2項及び第3項に規定するものを除く。
- ⑤ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、 **エ**  を与える。
- (1) 電波の型式及び周波数
- (2) 識別信号
- (3)  **オ**
- (4) 運用許容時間

- |                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| <b>1</b> 10年を超えない範囲内 | <b>2</b> 5年を超えない範囲内             |
| <b>3</b> 無期限         | <b>4</b> 10年                    |
| <b>5</b> 5年          | <b>6</b> 3年                     |
| <b>7</b> 無線局の免許      | <b>8</b> 無線局の予備免許               |
| <b>9</b> 空中線電力       | <b>10</b> 実効 <sup>ふく</sup> 輻射電力 |